玄海町告示第１９号

令和６年２月９日

　　　玄海町まちづくり活性化促進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　豊かで住みよい魅力と活力のある町づくりを推進するため、住民が自主的に行う事業（以下「事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、玄海町補助金等交付規則（平成６年玄海町規則第１０号。以下「規則」という。）によるものとする。

　（補助対象事業等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業及び補助率等は、別表第１のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

　(1)　政治的又は宗教的活動を目的とする事業

　(2)　本町の他の制度による補助金等の補助対象となる事業

２　別表第１に定める補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1)　主として町民に対して実施される事業

　(2)　３年以上の事業計画があって、事業の効果及び収支計画が明確である事業

　(3)　活動の内容を広く発信し、地域の住民、企業等の参加、協力及び連携を得ようとす

　　る事業

　（補助の対象者）

第３条　次の要件の一を満たす者が前条に定める事業を実施する場合は、経費の全部又は一部を補助することができる。

　(1)　町内に１年以上在住している者

　(2)　町内の事業所に勤務し、その代表者が推薦する者

　(3)　主に町民で組織する５名以上の団体

２　前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は補助金の交付の対象としない。

　(1)　本町から他の制度による補助金等を受けている団体

　(2)　当該補助金を過去３回受けた者又は団体

　（事業の申請）

第４条　事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、玄海町まちづくり活性化促進事業申請書（様式第１号。以下「事業申請書」という。）を、町長に提出するものとする。

２　申請者は第１１条に規定する委員会に出席し、申請の内容を説明することができる。

３　第１項の提出期日は、町長が定める日までとする。

　（事業の承認）

第５条　町長は、事業申請書の提出があったときは内容を審査のうえ、第１１条に規定する委員会の意見を聴いて玄海町まちづくり活性化促進事業の適否を決定し、その結果を玄海町まちづくり活性化促進事業承認書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　町職員に係るものについては、前項の規定は適用しない。

　（補助金の交付申請）

第６条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第３号とする。

２　前項の補助金交付申請書の提出期限は、町長が別に定めるものとし、事業の承認を受けた者は１部を提出するものとする。

　（補助金の交付条件）

第７条　規則第５条により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

　(1)　規則及びこの要綱の規定に従うこと。

　(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、町長

　　の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の２０

　　％以内の金額の変更については、この限りでない。

　(3)　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

　(4)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

　　においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

　(5)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業

　　完了後５年間保管すること。

２　前項第２号の規定により、町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第４号とする。

　（実績報告）

第８条　規則第１２条第１項前段に規定する実績報告書は、様式第５号のとおりとする。

２　前項の実績報告書の提出期限は、事業終了後３０日を経過した日又は毎年度３月３１日のいずれか早い時期とし、その提出部数は１部とする。

　（補助金の交付）

第９条　この補助金は概算払又は精算払で交付するものとする。

２　規則第１５条に規定する補助金交付請求書は、様式第６号又は様式第７号のとおりとする。

３　概算払の方法により交付を受けるときは、その上限額を交付決定額の３分の２以内とする。

４　前項の場合において、確認した額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは期限を定めてその満たない額を返還しなければならない。

　（補助金を受けた者の義務）

第１０条　この要綱により補助金を受けた者は、次の各号に掲げる義務を負う。

　(1)　玄海町のまちづくりへ積極的に参画すること。

　(2)　事業成果の広報紙等への掲載に協力すること。

　(3)　補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても

　　善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率

　　的な運営を図らなければならないこと。

（委員会の設置）

第１１条　第５条の決定に関し必要な調査及び審議を行うため、玄海町まちづくり活性化促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は委員１０人以内で組織し、委員は別表第２に掲げる者及び住民のうちから必要と認めた者を町長が委嘱する。

３　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

　(1)　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

　(2)　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

　　を代理する。

４　委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

　(1)　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

　(2)　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ

　　ろによる。

５　会長は、必要に応じて、委員会に専門的知識を有する者を招き、意見を聴取することができる。

６　委員の謝金は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４０年玄海町条例第２５条）に定める日額の報酬に準じるものとする。

７　委員会の庶務は、企画商工課において処理する。

　　　附　則　（平成５年５月２５日告示第３２号）

　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則　（平成６年８月１０日告示第２９号）

　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則　（平成１３年１０月１日告示第６６号）

　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則　（平成１４年　２月　４日告示第　６号）

　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則　（平成１７年　１月１２日告示第　４号）

　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則　（平成１８年　９月２２日告示第９７号）

　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則　（平成１９年　３月２０日告示第１０号）

　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　附　則　（平成２６年１２月１７日告示第１８２号）

　この要綱は、平成２６年１２月１７日から施行する。

　　　附　則　（平成２９年　６月　２日告示第６３号）

　この要綱は、平成２９年　６月　２日から施行する。

　　　附　則　（平成３０年　７月３１日告示第８７号）

　この要綱は、平成３０年　８月　１日から施行する。

　　　附　則　（平成３１年　２月１５日告示第１５号）

　この要綱は、平成３１年度の事業から適用する。

　　　附　則　（令和元年　９月１９日告示第１３８号）

　この要綱は、令和元年１０月　１日から施行する。

　　　附　則　（令和４年　８月　２日告示第１３８号）

　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則　（令和５年２月１７日告示第２０号）

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　附　則　（令和６年２月９日告示第１９号）

　この要綱は、令和６年度分の補助金から適用する。

別表第１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| １　地域おこし組織・人材の育成強化に関する事業 | 報償費、旅費、資料代、参加費、受講料 | 査定額の90％以内 | 上限200万円  ただし、  １　旅費に関するもの  　1人あたり  　海外50万円  　国内20万円  ２　備品購入や財産となりうるもの  　50万円 |
| ２　地域の自然・歴史・文化・観光資源を活かした地域間交流事業 | 報償費、旅費（研修旅費を含む）、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、参加費、受講料  ただし、次の経費は対象としない。   1. 恒常的な維持・運営に要する経費 2. 構成員の人件費 3. 事業と直接関わりがない食糧費 4. 地域伝承芸能の用具、道具の維持管理及び保存整備等に必要な経費。ただし、新規、更新に必要な経費は除く。 | 査定額の90％以内  ただし、地域伝承芸能の保存に関するものは査定額の50％以内 |
| ３　まちづくりのためのイベント開催事業  　　ただし、町内での開催に限る。 | 査定額の90％以内 |
| ４　地域課題の解決のための地域活動推進事業 | 査定額の90％以内 |
| ５　その他町長が、独創的・個性的なものでまちづくり推進上特に必要と認めた事業 | 査定額の90％以内 | その都度町長が定める。 |

査定額は、補助対象経費の総額とする。

　(２)町職員等事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| （１）一般事業に同じ | （１）一般事業に同じ | その都度町長が定める。 | その都度町長が定める。  ただし、  １　研修等に関するもの  　　国内20万円 |

別表第２

玄海町まちづくり活性化促進委員会委員名簿

|  |  |
| --- | --- |
| 組織又は所属 | 職名等 |
| 玄海町議会 | 議長 |
| 玄海町 | 副町長 |
| 唐津農業協同組合 | 代表者 |
| 漁業協同組合 | 代表者 |
| 唐津上場商工会 | 代表者 |
| 区長会 | 代表者 |
| 教育委員会 | 教育長 |

任期は、その属する長又は役職の任期とする。ただし、代表者については委嘱を受けた年度の翌年度末までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。